

「在サイパン出張駐在官事務所」から「在サイパン領事事務所」への
和文呼称の変更についてのお知らせ

2014年7月24日

在サイパン出張駐在官事務所

在留邦人・在留企業の皆様へ

これまで、当事務所は在サイパン出張駐在官事務所 (*Consular Office of Japan in Saipan*) との呼称の下、サイパン島、ロタ島、テニアン島、北方諸島の北マリアナ諸島を管轄してまいりました。

こうした状況の中、より実態に即した名称を使用することが望ましいとの観点から、**本年8月1日**より、従来の和文呼称を変更し、「**在サイパン領事事務所**」とすることとなりました。

なお、英文表記につきましては、従来の「*Consular Office of Japan in Saipan*」から変更はありません。また、当事務所の機能、住所及び連絡先等につきましても、一切変更はありません。

本件に関しまして、ご質問等ございましたら、当事務所までご連絡願います。

電話：323-7201/2

Email: cojsaipan@ag.mofa.go.jp